

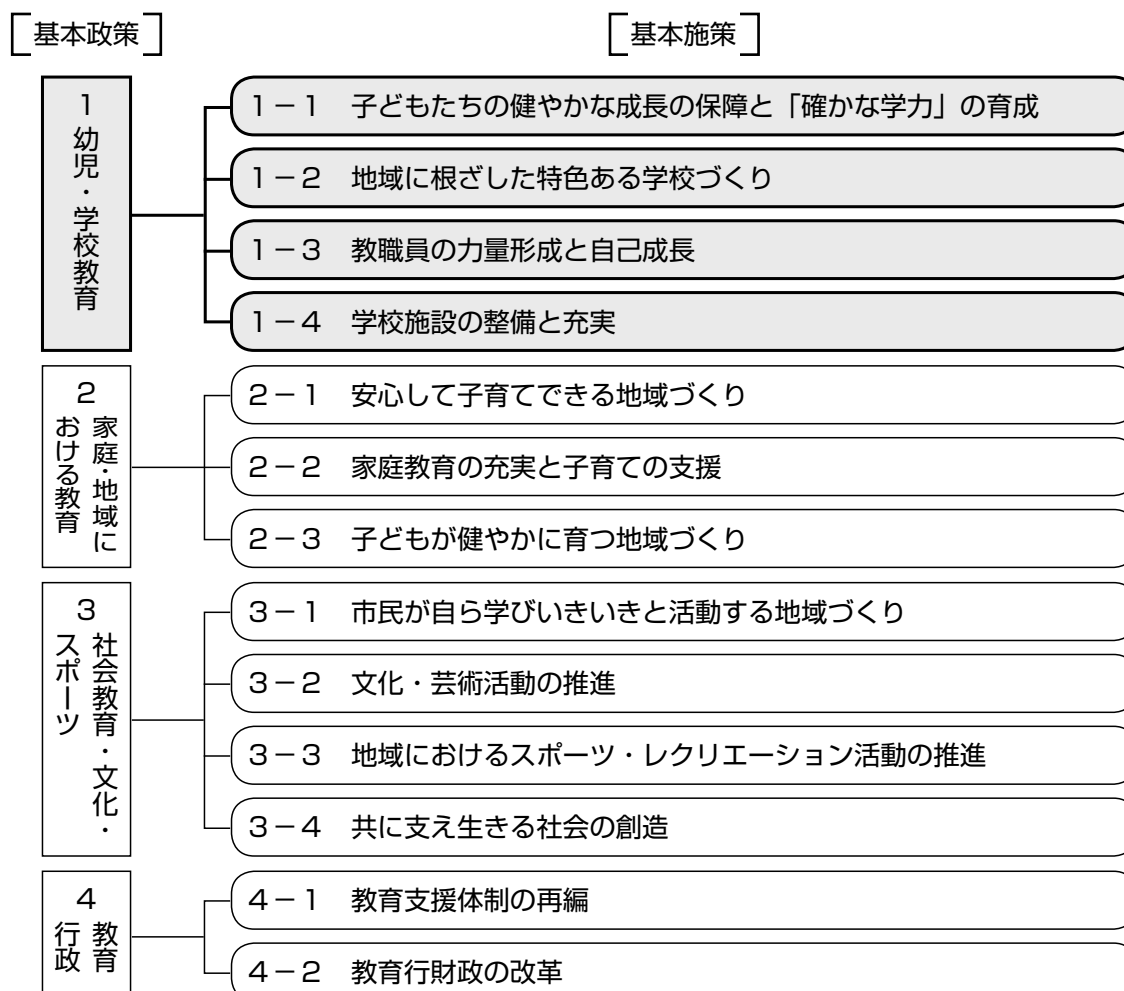
事業名についている*印は、施策体系の他の場所にも再掲されていることを示します。
再掲先には、当該事業が再掲であることを示すと共に、本掲場所の事業コードを示しています。

第3章 施策体系

第1章「プランの基本的な考え方」に基づき、今後、推進していく教育分野の施策について、次のように体系的に整理しました。体系化に際しては、「幼児・学校教育」「家庭・地域における教育」「社会教育・文化・スポーツ」「教育行政」という4つの「基本政策」を推進するために、13の「基本施策」、52の「施策」、188の「事業」という構成としました。

基本政策1 幼児・学校教育

本市の子どもたちが、確かな学力や健康・体力、豊かな人間性を備え、たくましく生きる力を身につけることを目指します。また、地域の教育資源や地域人材を教育活動に活用するとともに、学校運営などに対する保護者等の参加、参画の仕組みを整えることで、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進していきます。さらに、子どもたちの成長に大きな役割を果たす教職員の力量形成と自己研鑽を支援するとともに、学校施設・設備については、地域における施設の有効活用も視野に入れた整備を行い、施設の充実を図ります。



基本施策1-1 子どもたちの健やかな成長の保障と「確かな学力」の育成

子どもの心と体が健やかに育つことは、社会の願いです。人間の心と体の形成期ともいえる一生で一番大事な時期にある子どもたちが、健やかに成長していくことができるようにすることが大切です。さらに知識や技能、それらを活用する力、学ぶことへの意欲、自分で考え判断する力、表現する力などからなる「確かな学力」を育むことで、全ての子どもたちに「生きる力」をつけることを目指します。

基本施策1-1では、子どもたちが生涯にわたって健やかに成長し、学力を伸ばすことを目的とした施策を展開します。

〔基本施策〕 1-1 子どもたちの健やかな成長の保障と「確かな学力」の育成

〔施策〕

(1) いのちの教育・こころの教育の推進

(2) いじめ・不登校等への対応

(3) 健やかな身体の育成

(4) 「確かな学力」の育成

(5) 川崎らしさを活かした学習機会の提供

(6) 「生きる力」の向上のための環境づくり

(7) 社会の変化に対応できる能力の育成

(8) 幼児教育の充実

(9) 特別支援教育の推進

(10) 多様な教育機会・支援体制等の整備

<展開する施策>

(1) いのちの教育・こころの教育の推進

これまで本市は、「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定するなど、人権尊重教育に積極的に取り組み、人権教育を教育施策の基本理念としてきました。この姿勢を継続し、より一層、子どもたち一人ひとりが自信と誇りをもって生きていけるよう、自尊感情を育むと同時に、他者を大事にし、共に生きる力の育成を目指した施策を推進します。

■具体的な事業

①いのち、こころの教育の推進 ⇒重点施策1-①

子どもたちが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を尊重する姿勢を育みます。また、読書活動や体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育成するとともに、善悪の判断、基本的なしつけなどについて家庭や地域と連携した取組を行い、社会のルールを守る子どもを育てます。

②人権尊重教育の推進 ⇒重点施策1-②

「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、本市においてこれまで積極的に取り組んできた、一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるような人権尊重教育を推進します。

③子どもの権利学習の推進（*）

「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、様々な教育活動の中で、子どもたち自身が子どもの権利について理解し、安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長できるよう子どもの権利学習を推進します。また、子どもを一人の人間（権利の主体）として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えていくために学校・家庭・地域の連携により子どもの権利保障を推進します。

④性に関する教育の充実

学校・家庭・地域が連携し、性に関する基礎的・基本的な内容を、児童生徒の発育・発達に応じて正しく理解させるとともに、異性との人間関係や今後の生活において直面する性に関する諸課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう性教育を充実していきます。

(2) いじめ・不登校等への対応

いじめの根絶や不登校の減少に向けて、学校・家庭・地域が連携して、早期発見・早期対応のための体制と不登校児童生徒等に対する相談・支援体制を充実します。また、教職員の人権意識の向上などにより体罰等の根絶に向けた取組を進めます。

■具体的な事業

①いじめ・不登校等への対応

教員の学級経営能力や児童生徒指導、教育相談に関する力量の向上とあわせて、スクールカウンセラーの有効な活用、相談カードの発行など、いじめ・不登校等に対する相談機能を充実させ、早期発見・解決に向けた取組の充実を図ります。

②不登校児童生徒等に対する相談・支援の充実

不登校児童生徒等に対する指導を行うため、個別カウンセリング、学習活動やグループ活動等を組織的、計画的に行う適応指導教室の充実、児童相談所やNPO法人、フリースペースなどの関係機関等と児童生徒の在籍校とが連携をとることで、子どもたちへの多様な教育機会の提供や相談機能の充実を図ります。

③人権意識を高めるための研修等の充実

学校内における体罰・セクハラ等の人権侵害を防止するため、研修や啓発を充実させ、教職員の人権意識をより向上させます。また、体罰・セクハラ等に対して、学校・家庭・地域

及び専門家等の連携や相談機能の充実により、早期発見・解決に向けた体制強化を図ります。

(3) 健やかな身体の育成

低下が懸念されている子どもたちの体力の向上を図るとともに、けが・病気の予防や「食に関する指導」等を行うことで、自らの健康に関心を持ち、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育みます。

■具体的な事業

①健康・体力の向上 →重点施策1－⑧

子どもたちの健康や体力・運動能力について、体力測定などを行うことで定期的に把握し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行います。また、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機づけ等を行い、子どもたちの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。

②部活動の充実

学校部活動における外部指導者を導入・拡充したり、市内、地域の各種団体や地域で活動するスポーツ指導者等と学校の指導者との連携を図ります。また、学校間の連携による合同練習の実施を推進します。

③健康教育の推進

定期健康診断等を実施し、病気の早期発見や治療に向けての啓発に努めます。また、健康を増進し、病気を予防する「一次予防」を重視して、豊かな生涯づくりを目指すため、計画的に健康教育を推進します。

④「食に関する指導」の充実

児童生徒が、バランスのよい食事や正しい食事マナー、食物の大切さなどを理解し、将来にわたって健康に過ごすための自己管理能力や望ましい食習慣を身につけられるよう、「食に関する指導」を学年に応じて、計画的に推進します。

⑤学校給食の充実

小学校給食では、衛生管理面における取組を一層強化するとともに、献立内容の充実を図り、安全・安心で、おいしい給食を実施していきます。また、給食調理業務の委託にあたっては、保護者や地域の意見に配慮しながら、民間委託化についての検証結果を踏まえて進めていきます。

中学校では、ミルク給食を実施するとともに、栄養バランスに配慮したランチサービス方式を展開します。また、高等学校定時制課程における夜間給食のあり方についての検討を行います。

⑥薬物乱用防止教育の充実

薬物が身体に与える影響や被害の深刻さを理解するための授業や、啓発活動を展開するとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの薬物への接触を追放する地域社会の環境づくりの推進を図ります。

(4) 「確かな学力」の育成

揺るぎない基礎・基本の定着、自ら学び、自ら考える学習態度の形成や、思考力、判断力、表現力などを育成することで、生涯にわたって学び続け、自己実現を図ることができることを目指した

教育活動を展開します。

■具体的な事業

①読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底 ⇒重点施策1-③

子どもたちが、生涯にわたって、学び続けるために必要とされる、読み書きや正確に計算する力などの、各教科における揺るぎない基礎・基本の定着を図ります。

②自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成 ⇒重点施策1-④

子どもたちが、発達状況に応じて、自分で考え、自ら問題を解決しようとする態度の育成を重視した教育を行います。

③思考力・判断力等を向上させる学習指導の充実 ⇒重点施策1-⑤

子どもたちの思考力・判断力等を向上させるために、思考し判断する必要がある課題や学習場面の設定を重視した教育を行います。

④表現力・コミュニケーション能力の向上 ⇒重点施策1-⑥

様々な活動場面において、言語はもとより、絵画、音楽、身体活動等による豊かな表現力を育てることを目指した取組を充実します。また、好ましい人間関係づくり等が図られるよう、コミュニケーション能力の一層の向上を目指した取組を展開します。

⑤「確かな学力」にかかる学習状況調査の導入 ⇒重点施策1-⑦

指導などに活かすため、学習状況調査を導入し、子どもたちの学習状況を正しく把握します。調査の導入で以下の成果を目指します。

- 学校や教員が子どもたちの学習状況を正確に把握することにより、指導方法や教育課程の検証・改善を図ります。
- 子どもと保護者に学習状況を伝え、一人ひとりの子どもの学習に対する課題を明確にし、子どもが学習へ取り組む態度や、家庭での学習のあり方を改善することに役立てます。
- 教育委員会が各学校の教育課題をより正確に把握することにより、それぞれの学校を効果的・効率的に支援することを目指します。

(5) 川崎らしさを活かした学習機会の提供

本市が特に力を入れている分野や本市の独自性を活かした取組に関する、教育や学習機会の提供を、学校との連携を図りながら実施します。

■具体的な事業

①読書のまち・かわさき関連事業の推進(*) ⇒重点施策2-⑦

「子ども読書活動推進計画」に基づき、学校・家庭・地域において子どもが乳幼児期から様々な読書活動に取り組むことのできる環境整備を行います。市立図書館との連携や司書教諭・図書館コーディネーター等の活動促進により学校図書館の活性化を図るとともに、各学校の特色ある読書活動を推進して、子どもの主体的、意欲的な読書習慣の形成等に関する活動をさらに推進していきます。

②音楽のまち・かわさき関連事業の推進

地域の音楽家やプロの音楽家の協力を得て、よりよい音楽活動を推進します。ミュージア川崎シンフォニーホールにおいて、生のオーケストラ等の演奏を聴く機会をもつことで川崎の

子どもたちに豊かな感性を育み、音楽を愛好する心情を育てます。

③21世紀子どもサイエンス事業の推進

子どもたちの理科離れに歯止めをかけて科学に興味・関心を持つ子どもの育成を図るため、科学の基礎的な原理や先端科学を身近に楽しく体験できる実験教材を製作し、実験教材を活用した科学体験教室を、学校や地域の施設などで開催します。

④子どもの権利学習の推進（再掲1-1-(1)-③）

「川崎市子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、様々な教育活動の中で、子どもたち自身が子どもの権利について理解し、安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長できるよう子どもの権利学習を推進します。また、子どもを一人の人間（権利の主体）として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えていくために学校・家庭・地域の連携により子どもの権利保障を推進します。

⑤多文化共生教育の推進

「川崎市外国人教育基本方針」を踏まえ、外国人市民や異なる文化的背景の中で育った子どもたちが自分の文化に対する自尊感情を育むと同時に、全ての子どもたちが異文化を理解し、尊重することで、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度を育みます。

(6)「生きる力」の向上のための環境づくり

子どもたちが、「生きる力」をより確かに身につけることができるよう、一人ひとりの子どもの学習状況に応じた、きめ細かな指導の充実や学習環境の整備に努めます。

■具体的な事業

①少人数学級等の推進 ⇒重点施策1-⑨

学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の定着、望ましい集団づくりなど、小学校1年生に対する学習指導・児童指導を充実するために、当面は小学校1年生の1クラスの人数を35人以下とするなど、よりきめ細かな指導ができる体制づくりを推進します。

②少人数指導などきめ細かな学習指導の推進 ⇒重点施策1-⑩

基礎・基本の確実な定着を目指し、習熟度別学習、課題別学習などの少人数指導を推進し、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

③学校二学期制の導入

試行校における実施結果を基に、本市の実情に応じた二学期制を導入します。

(7) 社会の変化に対応できる能力の育成

様々な社会の変化に対応し、問題を解決する能力を培うことが教育の課題となっています。情報化、国際化、環境問題など、様々な社会変革、社会問題によって新たに生起する教育課題に対応する教育活動の展開を図ります。

■具体的な事業

①情報活用能力の育成

インターネットや電子メールなどのコンピュータやインターネットを利用し、情報活用能力の向上を図るため、情報を主体的に収集・判断・処理等できる能力や情報を取り扱う際の

モラルを身につけ情報社会に参画する態度の育成、さらに情報を活用するための基礎的な理念や方法の理解を図る取組を行います。

②国際理解教育の推進

広い視野を持って異文化や様々な習慣をもった人々と交流し、共に生きていくための資質や能力を子どもたちに育成するとともに、日本や外国の文化・歴史に対する理解を深めることを目指します。

③小学校での英語活動の推進

小学校での国際理解教育の一環として、英語活動を通して積極的に人との関わりをもち、自分を表現したり相手を理解する態度を育みます。そのため、外国人英語講師の派遣や英語に慣れ親しむ機会の拡大等を行います。

④環境教育の推進

自然環境や環境問題に対する関心や環境保全に参加する態度をもち、問題解決をしていこうとする力を育むため、省エネ活動や体験的な学習を一層進め、家庭や地域社会において学習内容を実践できるような教育を展開します。

⑤福祉教育の推進

車椅子体験や施設訪問など、主に体験活動を通して、共感する心、思いやりの心を育み、助け合い協力し合う態度や能力を子どもに育てる教育を展開します。

⑥望ましい勤労観・職業観の形成（キャリア教育の推進）

子どもたち一人ひとりに対して望ましい勤労観・職業観の形成を図るために、学校の全ての教育活動を通して、小学校・中学校・高等学校の各学校におけるそれぞれ取組を、相互に関連づけや系統立てを行いながら、子どもの成長に応じた教育活動を計画的に展開します。

(8) 幼児教育の充実

生涯にわたる人間形成の基礎を培うために、個々のニーズに応じた幼児教育の充実を目指します。

■具体的な事業

①幼稚園教育の充実

私立幼稚園の園児の保護者に対し、負担を軽減するため、保育料の補助を行うとともに、私立幼稚園に対し、障害のある子どもの受入や預かり保育の拡充を含めた支援を行い、その健全な教育活動の充実を図ります。

②幼保一元化の検討（*）

就学前の子どもが一貫した教育・保育を受けられるように、市内の既存の教育・保育資源を生かし、行政と民間の幼児教育・保育施設が相互に連携・協力して、本市の実情に即した幼保一元化に向けた取組を推進します。

③就学前の「教育・保育カリキュラム」の作成（*）

幼稚園・保育所等と区別なく、0歳～就学前の子どもによりよい成長を保障するために、現在の幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、幼児期に育てるべき共通の基本的な内容についての「教育・保育カリキュラム」を関係局とともに作成します。

④幼児教育関係職員の研究・研修

保育の質の向上と、就学前の子どもたちの成長についての共通理解を目指して、幼稚園・保育所・

子育て支援センター等の職員の研修を充実します。また、幼児教育の今日的課題に対応した調査・研究を進めます。

⑤幼児教育センターと関係機関の連携

一人ひとりの子どもの成長に応じた適切な支援が行われるよう、幼児教育センターと、幼稚園、保育所、子育て支援センター等の子育て施設、社会教育施設、小学校等が連携を図ります。

⑥家庭の教育力の向上（再掲2-2-(4)-②） ⇒重点施策1-⑬、5-⑥

子どもが「生きる力」を育む基礎となる家庭の教育力の向上を目指し、子どもの発達や生活習慣、子どもの権利、親のあり方、地域社会との関わりなどについて学び、子育てにおける悩みや不安を共有・解消する機会を提供するとともに、PTAや自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習を支援します。

(9) 特別支援教育の推進

従来の障害児教育の対象だけではなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進します。

また、聾・養護学校は専門性を活かして、特別支援教育の地域センター的な役割を担うなど機能の拡充を図ります。

■具体的な事業

①小中学校における特別支援教育の推進 ⇒重点施策1-⑪

小中学校における特別支援教育の推進のために、校内体制づくりを行うとともに、通級指導教室の専門性の活用や巡回相談システム等の整備を行います。

また、従来の障害児教育の対象だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うために、（仮称）特別支援教室の設置を進めます。

②聾・養護学校の特別支援教育の機能拡充と特色ある学校づくり ⇒重点施策1-⑫

聾・養護学校は、地域の小中学校を対象とした教育的支援や教職員・保護者からの相談窓口を備えた特別支援教育のセンター的役割を担い、聾・養護学校を中心とする地域におけるネットワーク体制づくりを進めていきます。

また、総合的（知・肢併置）養護学校の整備を行います。

③聾・養護学校・重複障害児学級の適正配置の検討

（仮称）県立川崎北部方面養護学校の設置に伴う、聾・養護学校や重複障害児学級（たんぼ学級）の今後のあり方に関して、学識経験者や市民を含めた検討委員会を設置して長期的な視野に立って検討します。

(10) 多様な教育機会・支援体制等の整備

様々な理由で支援が必要な児童生徒等に対して、家庭環境や学習能力、身体能力などに応じた教育・支援を受けることが可能な体制づくりを行うとともに、相談体制の充実を図ります。

■具体的な事業

①就学援助の実施

経済的理由により就学が困難な小学校・中学校に通う子どもの保護者に対し、教育の機会均等の理念に基づく就学援助を実施します。

②奨学金事業の実施

修学促進を図るとともに社会的に有用な人材育成に資するため、経済的理由により修学困難な高校・大学生に対して奨学金を支給（貸与）します。

③学校と家庭の連携・相談の促進（*）

子どもの心身の状態や学習状況、学校生活、友人関係などについて、学校と家庭の間での情報共有を促進するとともに、子育てや教育に関する保護者からの相談の機会を充実させます。

④海外帰国・外国人児童生徒の就学支援・相談体制の充実（*）

海外帰国・外国人児童生徒等の日本語指導及び心のケアを図るために日本語指導等協力者を派遣するとともに、学力保障については関係機関等と連携しながら支援を実施します。また、区役所等と連携した就学相談や児童生徒・保護者のニーズに応じた進学相談の体制を充実します。

⑤夜間学級の実施

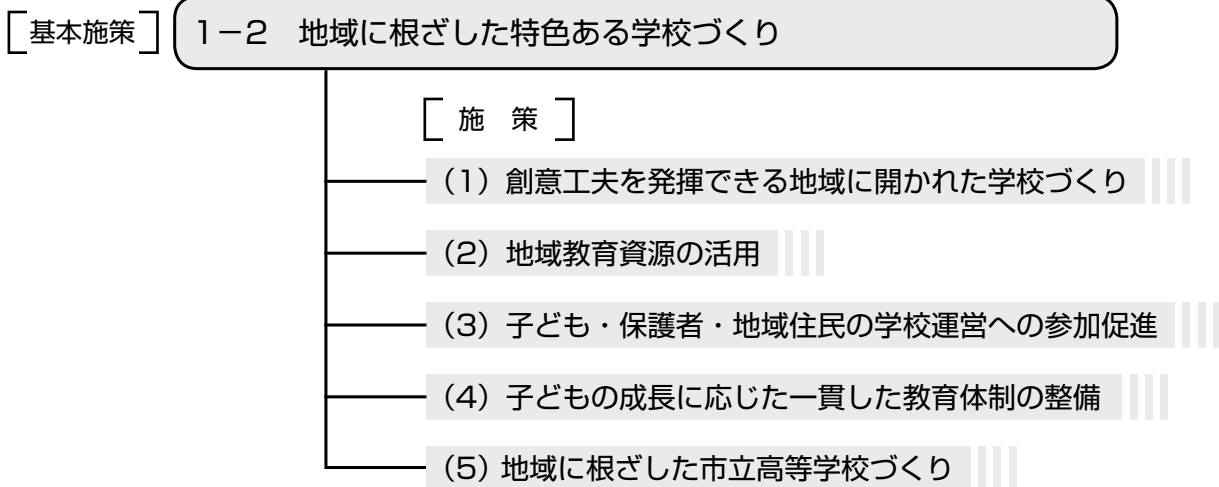
義務教育を未修了で、中学校の就学義務年齢を超えた希望者に対して、夜間に中学校教育を受ける機会を提供します。



基本施策1-2 地域に根ざした特色ある学校づくり

一人ひとりの子どもや保護者、地域の実態に応じた創意工夫ある教育活動を進めていくと、それぞれの学校には特色が生まれてきます。そのためには、学校だけでなく、保護者、地域住民が連携し、地域特有の教育資源や人材を活用していくことが必要です。また、各学校が地域に開かれ、地域の独自性を活かしながら、保護者や地域住民が教育活動や学校運営等に参加、参画しやすい環境づくりを進めていくことが求められています。

基本施策1-2では、幼稚園から高等学校、聾・養護学校にいたる各学校が創意工夫や連携を行いながら、保護者・地域住民とともに地域に開かれた学校運営が行えるような仕組みを整えることを目的とした施策を展開します。



<展開する施策>

(1) 創意工夫を発揮できる地域に開かれた学校づくり

各学校が自主的、自律的な運営を行い、地域に開かれた学校づくりを促進するための仕組みを整備します。

■具体的な事業

①学校の裁量権の拡大 ⇒重点施策2-①

校長がリーダーシップを発揮して、地域に根ざした魅力ある学校づくりを進めるために、各校の特色や学校経営計画に沿った教員を他の市立学校から公募する制度の検討や学校独自の予算枠を拡大することで、人事や予算における学校の裁量権を拡大します。

②学校評価システムの確立 ⇒重点施策2-③

「計画→実践→評価→改善」のサイクルからなる学校評価システムを確立し、各学校が自らの課題を明らかにすることによって、行政が的確な支援を行い、子どもの意見を取り入れながら学校が自律的な改善を行うことができる仕組みづくりを進めます。

③学校の情報公開の推進 ⇒重点施策2-②

学校評価システムを十分に機能させるとともに、地域住民の教育活動への参加や参画を促進するため、授業の公開や学校経営計画の公表、さらに計画の達成状況に対する評価の公表などにより、保護者や地域への説明責任を果たし、開かれた学校づくりを推進します。

④学校経営アドバイザーの配置（再掲 4-1-(3)-②）⇒重点施策2-⑤

特色ある学校づくりを支援するために、豊富な経験を持つ人材を「学校経営アドバイザー」として配置し、学校経営に関する実務などに関して、直接学校を訪問するなどの支援を行います。

⑤川崎市教育改革推進協議会の設置（再掲 4-1-(2)-①）⇒重点施策6-⑦

学識経験者、教職員、保護者、市民などが、本市における教育改革を推進していくにあたっての具体的な課題について検討する場として、川崎市教育改革推進協議会を設置します。

⑥効果的な学校運営費等の執行

市立学校及び幼稚園における、児童生徒の教育にかかわる消耗教材や各種備品類、理科教育・産業教育に関する教材、学校図書館用図書などについて、整備状況を把握し適正な予算管理を行います。

また、市立学校・幼稚園で使用する光熱水費については、節減努力により、予算の有効活用を図ります。

(2) 地域教育資源の活用

文化、歴史や伝統、産業、自然環境、人材などの地域の教育資源を活かした元気で活力ある教育活動を展開するための仕組みや基盤をつくります。

■具体的な事業

①地域人材等の活用⇒重点施策2-⑧、6-⑤

地域の人材やNPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブなどを積極的に活用することで、学校の教育活動を活性化させるとともに、教職員とは異なる多様な知識や技能、経験を子どもたちに伝えていきます。

②商店街や企業等との連携による職業体験活動（就労体験）の推進（*）⇒重点施策2-⑨

地元の商店街や企業との連携による社会体験や職業体験活動を推進し、子どもたちの社会や職業などに対する意識を育んでいきます。

③地域における体験活動の推進（*）

地域の住民や各種団体と連携し、医療・福祉施設での看護・介護、公園や道路の清掃、保育・幼児教育などのボランティア体験活動等を行います。

④ボランティア等の外部人材の確保

保護者や地域住民の学校教育現場への参加により、教育活動における学習支援や読み聞かせなどの学校図書館運営等を支援する人材を確保して活用します。また、参加者に対して研修等を行い、ボランティアの資質向上を目指します。

⑤地域の文化財を活用した学習機会の提供（再掲3-2-(2)-③）

文化財の歴史的背景やそのものが持つ意義などを学習し、郷土に関する理解を深めるため、文化財に関する講座やイベントを開催するとともに、小中学校における学習教材としての活用を推進します。

⑥地域住民との連携による学校の安全対策の推進

児童生徒に対し、災害や不審者侵入等に対する、防災・安全教育を行うとともに、各学校において危機管理マニュアルの作成や実践的な防災訓練を行うことで緊急時における教職員対応についての共通理解を図ります。これらのことを地域と連携して取り組むことによって、より効果的な安全体制づくりを推進します。

(3) 子ども・保護者・地域住民の学校運営への参加促進

子ども・保護者・地域住民の意見等を反映し、地域性を活かした教育活動を推進するために、学校運営への参加、参画の仕組みを整えます。

■具体的な事業

①学校教育推進会議の活動促進（*） ⇒重点施策2-⑩、6-①

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と、「川崎市子どもの権利に関する条例」の第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。

②地域運営学校の設立の検討 ⇒重点施策2-⑫、6-②

保護者や地域住民と校長や教職員が一体となって、責任を共有しながら、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるために、学校運営などに積極的に関与する地域運営学校の設立を検討します。設立にあたっては、保護者や地域住民等が委員となり、学校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置する必要がありますが、学校教育推進会議の活動実績を踏まえ、保護者・地域住民等のニーズに応じて協議会の設置を検討します。

③PTAとの連携

教職員と保護者との協働関係や相互理解を一層進め、よりよい教育環境づくりや学校行事の運営等を行い、教育活動の活性化を図ります。

④中学校区地域教育会議との連携 ⇒重点施策2-⑪

中学校区地域教育会議と連携して、地域の人材や教育資源に関する情報収集を行うなど、地域の教育力を活かした学校の教育活動を行います。

(4) 子どもの成長に応じた一貫した教育体制の整備

長期的な視点（義務教育期間の9年間や中学校・高等学校の6年間など）を持って教育活動を行うことで、教育課程や学習環境、学校生活に連続性を持たせ、子どもの成長にあわせた指導や教育を行います。

■具体的な事業

①子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善 ⇒重点施策2-⑥

幼稚園・小学校・中学校・高等学校が交流・連携を図り、校種間における教育課程の効果的な接続や、小学校における中学校教員の教科の専門性を活かした学習指導、教員の交流を活かした児童生徒指導等を充実します。このことにより、子どもたちの成長に応じた指導や教育を推進します。

②就学前の「教育・保育カリキュラム」の作成（再掲1-1-(8)-③）

幼稚園・保育所等と区別なく、0歳～就学前の子どものよりよい成長を保障するために、現在の幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、幼児期に育てるべき共通の基本的な内容についての「教育・保育カリキュラム」を関係局とともに作成します。

③幼稚園・保育所と小学校との連携の推進

幼児期から児童期への連続した成長を支援するために、幼稚園・保育所と小学校の連携システムの検討を行います。

④小中一貫教育の検討

小中一貫教育検討委員会（仮称）を設置し、子どもたちの成長を9年間という長期的な視点で捉えた小中一貫教育のあり方を検討します。

⑤中高一貫教育の検討

中高一貫教育検討委員会を設置し、本市における中高一貫教育の基本的な考え方と方向性について検討し、6年間のゆとりある学校生活と継続した指導を目指します。

(5) 地域に根ざした市立高等学校づくり

各学校が特色を出し、個性ある学校づくりを進めるとともに、多様な専門学科を有機的につなげ、地域の総合制高校を目指した市立高等学校間の連携を一層強化します。さらに、高校の教育内容を広く市民に提供するとともに、地域と連携した教育を推進します。

■具体的な事業

①新たな市立高等学校の創造

定時制課程については再編成を行い、生徒の学習要求や生活スタイルに応じて、午前・午後・夜間に開講する三部制定時制課程の開設に取り組みます。また、全日制課程については、時代に対応した市立高等学校を目指し、改編を進めます。

②学校間連携の推進

生徒の学習の場を充実させるため、生徒が他の市立高等学校、さらに、大学や専門学校等の授業が受講できるような学校間連携を推進します。

③家庭・地域との連携

「学校教育推進会議」を充実することや、「教育ボランティア制度」を導入することなどにより、家庭・地域と連携した市立高等学校の教育活動を推進します。

④教育内容の市民への提供

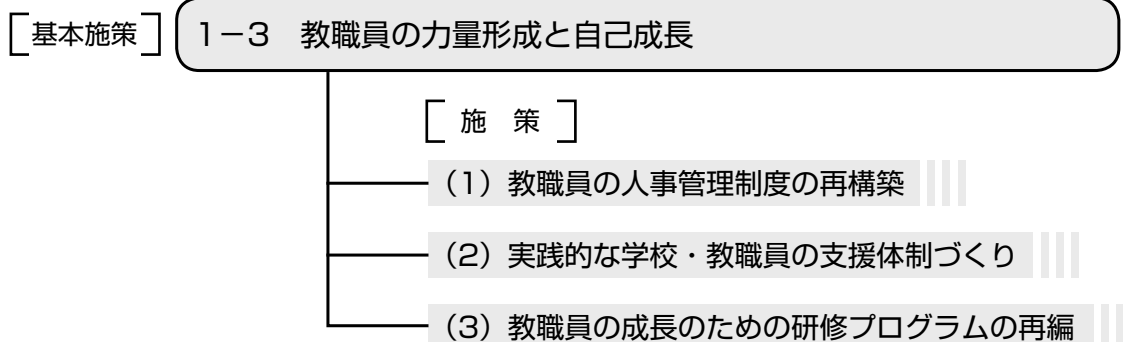
生涯学習機会の創出を図るとともに、市立高等学校の教育内容を広く市民に提供する聴講制度の導入に取り組みます。

また、地域学習情報センター（仮称）を設置し、聴講制度に関する事務等を取り扱います。

基本施策1-3 教職員の力量形成と自己成長

社会の状況が大きく変わり、学校、家庭、地域の連携が進められる中で、学校教育に求められる役割も変化しています。子どもたちの良き理解者となり、健やかな成長を支え、保護者や地域住民から信頼される教職員となるためには、日々、自己の成長のために研鑽を積み、資質や能力を向上させていくことが求められています。子どもの成長に大きな役割を果たす教職員は、人間的魅力を備え、自らの指導力を高め、学校経営の一翼を担っているという意識を持ち、活力ある教育実践に取り組むことが責務です。また、学校の管理職は、時代を見通して自らの教育理念をしっかりと持ち、教職員の先頭に立って学校経営や教育活動に取り組む必要があります。

基本施策1-3では、教職員が持てる力を十分に発揮していくための施策や教職員を支援する体制の整備を図るとともに、教職員が効果的に学ぶことのできる環境を整えることで、教職員一人ひとりの資質や指導力を向上させることを目的とした施策を展開します。



<展開する施策>

(1) 教職員の人事管理制度の再構築

優秀で多様な能力を持った教職員を確保・育成していくために教職員の人事管理制度の再構築を行います。

■具体的な事業

①管理職登用制度の見直し ⇒重点施策3-③

リーダーシップを発揮して学校経営や教育活動に取り組み、保護者や地域住民から信頼される人材を管理職として登用するために、登用における公平性や透明性を高めます。また、民間からの登用なども含めて検討し、活力ある人材登用に努めます。

②教職員の採用方法の改善 ⇒重点施策3-②

人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた人材を採用できるように採用試験の方法等を改善していきます。

③人事評価制度の見直し ⇒重点施策3-①

教職員が、自らの能力を高めて、子どもたちにより効果的な指導を行い、保護者のニーズに柔軟に対応することなどにより、学校全体の教育活動の質的向上が促進されるよう、人事評価制度を見直します。

(2) 実践的な学校・教職員の支援体制づくり

教職員の指導力向上に対するニーズに応えるための研修や相談支援の充実を図るとともに、教職員同士の連携体制構築の支援を行います。

■具体的な事業

①総合教育センターの機能強化 ⇒重点施策3-⑤

本市の教育の研究・研修機関として中心的な役割を担う総合教育センターの機能を一層充実します。学校教育への直接的な支援として、カリキュラムセンター機能の充実を図るとともに、教育相談や情報・視聴覚機能の充実を通して家庭や地域への支援を進め、側面からも学校を支援していくことに努めます。

②教職員に対する専門家等の支援 ⇒重点施策3-⑦

いわゆる学級崩壊、不登校などの多様化する教育課題に対してNPOや関係機関との連携を図るなど、専門家による支援体制の充実を図ります。

③教職員相互の相談・支援体制づくり

横断的な教職員交流会の開催や、インターネットを利用した教職員相互の情報共有のための体制を整備します。

④指導力不足教職員等に対する研修

教職員の指導力不足等を評価指標に沿って的確に把握し、それに連動した研修プログラムの開発・実施を行います。

⑤外部専門家・研究機関との連携

総合教育センターや地域の諸機関、団体をはじめ、外部の専門家や関係機関、NPOなどが相互に連携し、学校や教職員を支援する体制を構築します。

(3) 教職員の成長のための研修プログラムの再編

総合教育センターで実施されている研修を再編成するとともに、教職員の自発的な研修を支援するなど、指導力の向上を図ります。また、学校においては、研修に取り組める環境を整えるとともに、研修成果が効果的に校内に行き渡るよう、校内研修の充実を図ります。

■具体的な事業

①ライフステージに応じた教職員研修プログラムへの再編 ⇒重点施策3-④

教職員が経験年数に応じてその能力を確実に高めていけるように、計画的な研修を実施し、内容の充実を図ります。さらに、研修内容・研修成果の評価を実施し、研修プログラムの改善を図っていきます。

②教職員の自己研修活動への支援

教職員の自己研修活動を充実させるため、インターネットを活用したeラーニングシステムを構築するなど、自己研修環境の整備を図ります。また、総合教育センターの夜間施設利用を拡大するなど、夜間の研修活動を支援します。

③教職員のIT活用研修の充実

コンピュータやインターネットを利用して、児童生徒が楽しくわかりやすい授業を行うために教職員のIT活用研修を実施します。

④各学校・各教職員の優れた教育実践の普及 →重点施策3-⑥

各学校において、自校における課題をテーマとした自主的な校内研究や研究授業の充実に努めるとともに、先進研究校等における校外研修で学んだ成果を自校の教職員に確実にフィードバックするための校内研修等の充実を図ります。また、優れた教育実践を表彰し、各学校へ普及させていきます。

⑤教職員の企業等体験研修

広い視野や多角的なものの見方・考え方などを体得し、教職員の力量の向上を図るため、地域内外の企業等との連携を図り、教職員の企業等体験研修を実施します。

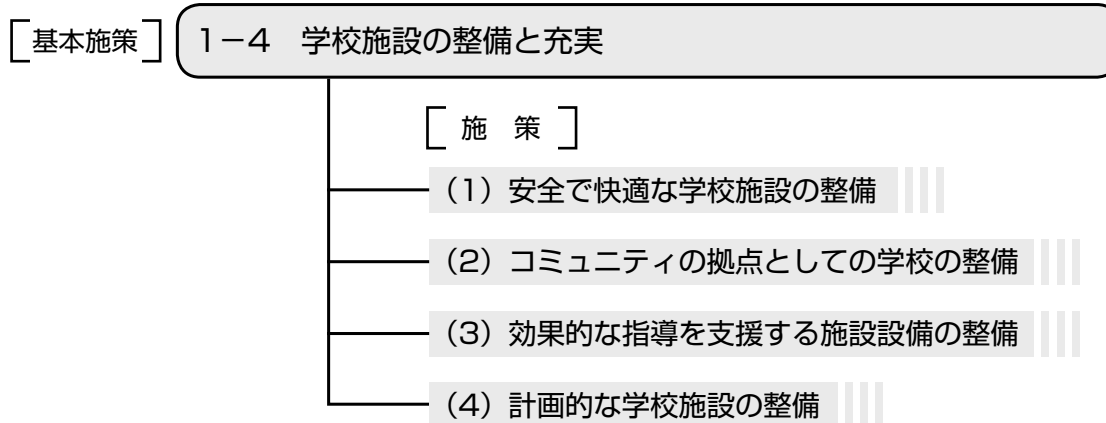


基本施策1-4 学校施設の整備と充実

学校施設は、効率よく計画的に整備していくことが必要です。時代潮流や社会の変化に伴って、学習指導や事務業務の効率化や質的向上を促進するための情報通信技術の導入や情報教育・環境教育・少人数指導などに適応した設備の整備が必要とされていると同時に、学校施設の安全性を確保することが求められています。

また、学校施設は、地域資源の一つであるという側面から、子どもの学習施設としての役割の他に、コミュニティの拠点としての役割が求められるようになってきました。そのため、多くの地域住民が学校施設を様々な形で利用することを前提とした、学校施設・設備の整備・充実が求められています。

基本施策1-4では、子どもたちはもちろんのこと、保護者、地域住民も、安全で快適に利用できる学校施設を整備していくことを目的とした施策を展開します。



<展開する施策>

(1) 安全で快適な学校施設の整備

子どもたちが安全で快適に学べる環境整備を進めるとともに、学校施設の環境への配慮を高めるための取組を実施します。

■具体的な事業

①校舎の耐震性の確保 ⇒重点施策4-②

児童生徒の安全を確保するとともに、コミュニティの拠点や地域の防災拠点として、学校施設を活用できるよう、校舎の耐震補強を行います。

②学校の防犯システムの整備

児童生徒の安全を図るために、防犯カメラ、防犯ブザー、インターホン等の設置を行います。

③環境に配慮した学校施設整備

校庭の芝生化、屋上緑化、ビオトープの設置等による学校の緑化を推進し、環境にやさしいだけでなく、環境学習に活用できる学校施設・設備を充実させます。

④教室等の快適化

特別教室や普通教室への空調設備等の導入を検討するなど、児童生徒が快適に学習に取り組める学習環境の整備を進めます。

(2) コミュニティの拠点としての学校の整備

子どもたちだけでなく、地域住民・保護者も利用しやすいコミュニティの拠点として、学校施設の整備を図ります。

■具体的な事業

①学校施設の有効活用の推進（再掲3-1-(1)-⑥） ⇒重点施策4-④、5-④

再転用可能教室・特別教室等の有効活用により、学校施設の中に生涯学習や市民活動、総合型地域スポーツクラブ等の拠点を整備し、市民の学習や活動の場に対するニーズに応じていきます。

②他の公共施設等との合築・複合化の推進 ⇒重点施策4-⑤

学校施設と保育所やデイサービスセンターなどの公共施設等を合築・複合化することにより、子どもたちの活動の幅を広げます。また、学校を夜間や休日にも活用できる施設として整備し、学校の地域拠点化を進めます。

③学校施設管理に関する地域住民との協働の推進

学校施設利用に対する地域住民のニーズをより一層反映させるために、学校施設の管理運営に関する地域のNPOや任意団体との協働を推進します。

(3) 効果的な指導を支援する施設設備の整備

IT学習、少人数指導や体験型学習等、多様な指導方法に適応するための学校施設設備の整備を図ります。

■具体的な事業

①ITを活用した学習環境の整備

全市立学校において校内LAN（ローカル・エリア・ネットワーク）の構築やコンピュータの整備を行います。

②少人数指導等に適したスペース・設備の整備

少人数指導等に適した設備の充実や教室空間の整備を行います。

(4) 計画的な学校施設の整備

長期的な視野に立って、地域の実情に即した学校教育施設の整備を行います。

■具体的な事業

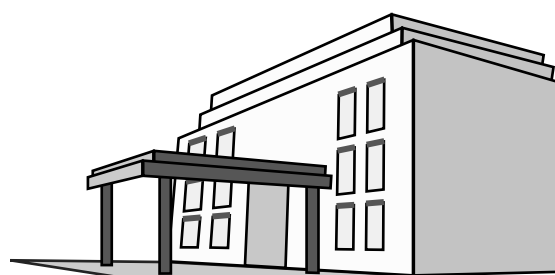
①計画的な学校施設の整備 ⇒重点施策4-①

地域と学校が共に利用できる、より安全で快適な教育環境を目指して、学校の適正規模・適正配置を踏まえた新築・改築・改修を行います。

②学校の適正規模・適正配置 ⇒重点施策4-③

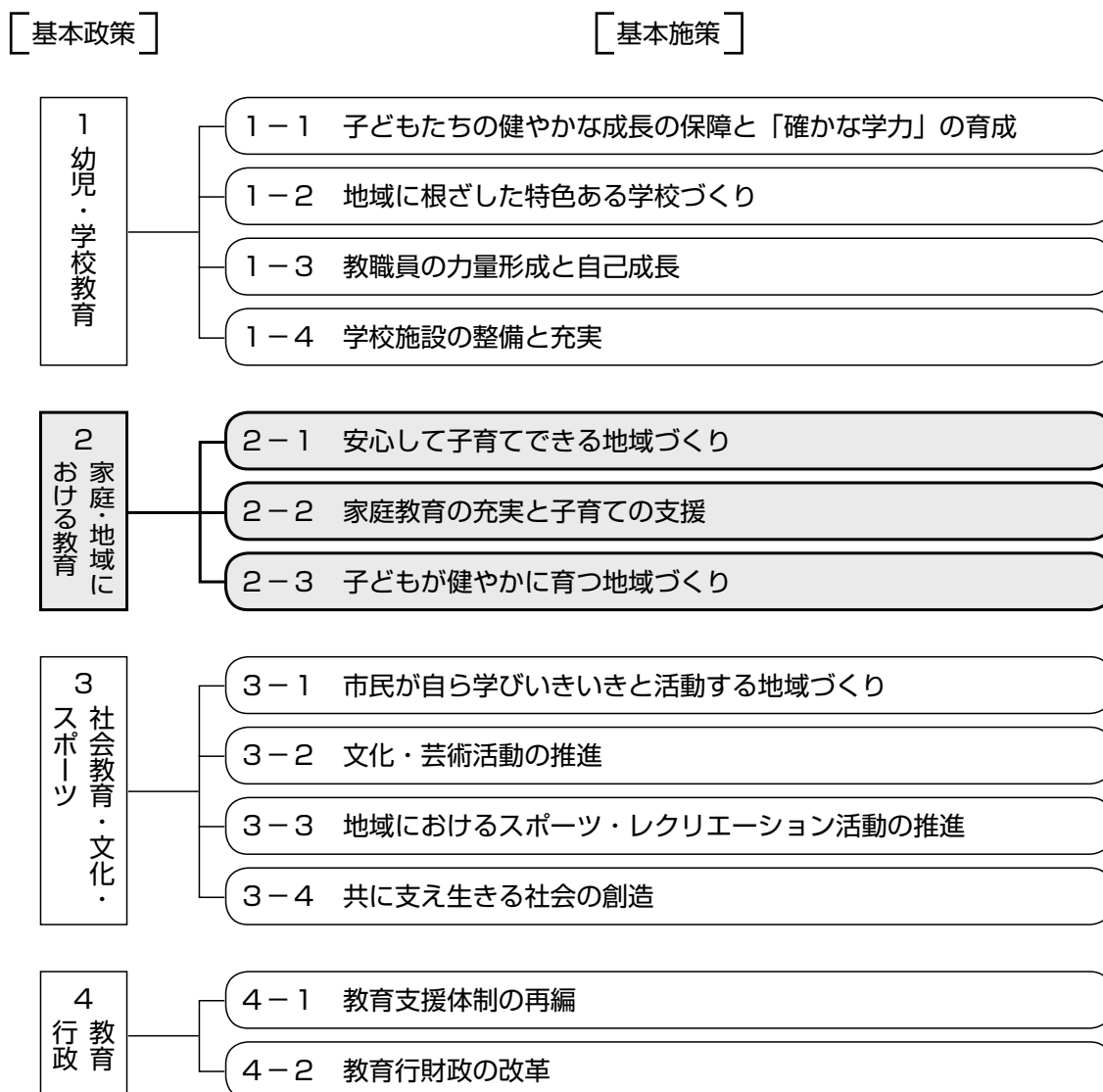
児童生徒数の増減に地域差があり、学校の規模別格差が広がってきているため、社会・地

域の実情を考慮し、学校の適正規模・適正配置を推進し、子どもたちの良好な教育環境を確保していきます。



基本政策2 家庭・地域における教育

地域社会全体で子どもの成長を支えるという共通認識のもと、家庭における子育ての不安の解消や支援を行うとともに、地域において子どもたちが安心して健やかに成長し、様々な交流や体験をすることのできる環境づくりを進めます。

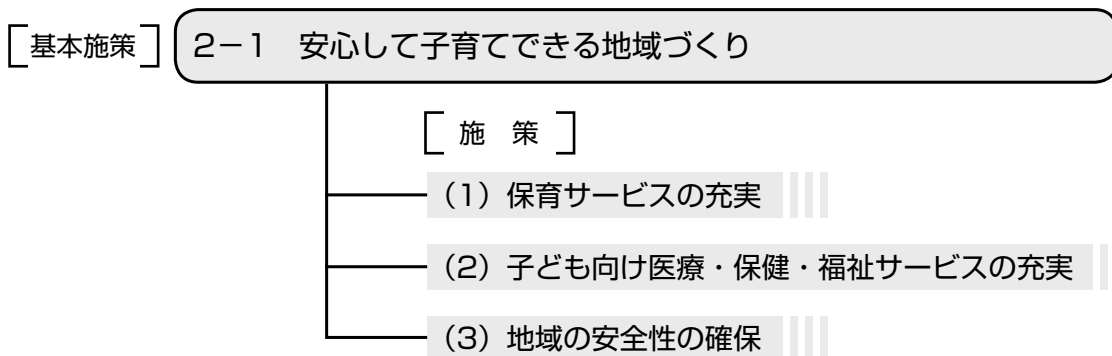


基本施策2-1 安心して子育てできる地域づくり

少子化や核家族化にともない、子育てに不安を抱える親が増える中、家庭だけでなく、地域全体として、安心して子育てができる環境が求められています。

本市では、これまで、安心して子育てを行うことのできる環境づくりを進めてきましたが、加えて、民間の保育・幼児教育との連携、地域の安全確保体制の整備などを行っていくことが必要です。

基本施策2-1では、市民が、安心して子育てを行うことのできる環境づくりのために、保護者を直接的に支援することを目的とした施策を展開します。



<展開する施策>

(1) 保育サービスの充実

ますます多様化し、増加する保育ニーズに対応するために、保育サービスの充実を図ります。

■具体的な事業

①多様な保育サービスの充実

社会情勢が変化する中で、多様化する保育ニーズに対応するため、民間事業者との連携のもとで、保育受け入れ枠の拡充とともに、低年齢児、延長、休日、一時、病後時などの多様な保育サービスの充実を図ります。

②幼保一元化の検討（再掲1-1-(8)-②）

就学前の子どもが一貫した教育・保育を受けられるように、市内の既存の教育・保育資源を活かし、行政と民間の幼児教育・保育施設が相互に連携・協力して、本市の実情に即した幼保一元化に向けた取組を推進します。

③保育・幼児教育に関する情報提供

保護者に対して、保育・幼児教育に関する情報を多様なメディアを用いて提供します。

(2) 子ども向け医療・保健・福祉サービスの充実

保護者が安心して子育てをすることができるように、医療、保健、福祉サービスを向上します。

■具体的な事業

①小児救急医療体制の充実

症状の変化しやすい幼児等の初期救急に対応するため、小児急病センターの充実を図ります。

②母子保健サービスの向上

保健福祉センター等で実施している母子保健サービスの一層の充実を図ります。また母子保健サービスを受ける機会を活用して、保護者に対し、子育てや家庭教育に関する様々な情報提供を行います。

③親子参加型健康づくり教室の開催

親子で参加できる健康づくり教室を開催し、子どもの健康・体力の向上を図るとともに、子育てに関する保護者のストレスや不安を緩和します。

④障害児発達支援

障害のある子どもに対する早期の発達支援を行います。

(3) 地域の安全性の確保

子どもたちが安心して登下校し、地域で遊べるように、地域の安全性を高める取組を行います。

■具体的な事業

①通学路の安全性の向上

子どもが安心して通学路を通行できるよう、関係機関等へ危険箇所の解消等に向けた働きかけを行います。

②地域における防犯対策の充実

地域における防犯への取組として、PTAや地域等との連携により、登下校時の安全指導や地域巡回、危険箇所の点検などを行います。

③子どもの安全にかかわる関係機関との連携

子どもが巻き込まれる恐れがある地域における犯罪の発生等に関わる情報や災害等の情報について、関係機関と迅速な情報の共有を図り、保護者への通知に努めるなど、子どもの安全を確保する対応を図ります。

基本施策2-2 家庭教育の充実と子育ての支援

不登校やいじめ、薬物の乱用や有害な情報への接触など、子どもに関わる問題が深刻化する中、核家族化や、地域における市民同士の交流やつながりの希薄化を背景として、家庭の教育力が低下していることが指摘されています。子どもの基本的な生活習慣や基本的なモラルの形成など、親の果たす役割は大きく、家庭教育の推進と子育て支援の充実が重要となってきています。

基本施策2-2では、子育て家庭を直接支援すること、家庭からの相談に対応すること、家庭の役割や子育ての重要性を啓発すること、親同士の交流や学習を促進することを目的とした施策を展開します。

〔基本施策〕

2-2 家庭教育の充実と子育ての支援

〔施策〕

(1) 子育ての支援の充実

(2) 家庭教育・子育てに関する相談機能の強化

(3) 家庭教育・子育てに関する意識啓発

(4) 子育てネットワークの形成と学習機会の充実

<展開する施策>

(1) 子育ての支援の充実

家庭においてよりよい教育や子育てが行われるように直接的な支援を行うとともに、子どもの生命にかかわる危機を防止するための体制を強化します。

■具体的な事業

①幼児教育センター、地域子育て支援センターの充実

保護者の子育てへの負担感や不安を軽減させるために、幼児教育センターや地域子育て支援センターにおいて、子育ての仲間づくりや育児相談、育児講座、情報提供などの機能を強化し、子育て支援を充実します。

②地域子育て支援活動の充実

地域の中で自主的に活動している子育て支援のグループ等を支援し、住民同士の子育て支援活動を充実させます。

③ひとり親家庭の支援

ひとり親の家庭に対する支援を充実するとともに、支援策に関する情報提供を行います。

④児童虐待防止体制の強化

児童相談所や民生・児童委員を中心に、地域の住民や学校との連携を強化して、児童虐待

の防止に努めます。

⑤子育て支援活動のネットワーク化 ⇒重点施策5-⑦

子育てに関わる活動や施策が効果的、有機的に展開され、地域全体で子育て家庭の支援と子どもの育成に関わっていくことができるように、子育てグループや子育て支援グループと関係機関などのネットワーク化を図ります。

(2) 家庭教育・子育てに関する相談機能の強化

子どもの教育や子育てに関する保護者の不安や疑問等に対応する相談体制を強化します。

■具体的な事業

①学校と家庭の連携・相談の促進（再掲1-1-(10)-③）

子どもの心身の状態や学習状況、学校生活、友人関係などについて、学校と家庭の間での情報共有を促進するとともに、子育てや教育に関する保護者からの相談の機会を充実させます。

②家庭教育・子育てに関する庁内連絡会の開催

相談・情報提供窓口を通じた対応や情報提供を総合的に行うために、行政区単位で、関係機関の横断的な連絡会を定期的に開催します。

③海外帰国・外国人児童生徒等の就学支援・相談体制の充実（再掲1-1-(10)-④）

海外帰国・外国人児童生徒等の日本語指導及び心のケアを図るために日本語指導等協力者を派遣するとともに、学力保障については関係機関等と連携しながら支援を実施します。また、区役所等と連携した就学相談や児童生徒・保護者のニーズに応じた進学相談の体制を充実します。

(3) 家庭教育・子育てに関する意識啓発

家庭教育や子育ての重要性を、家庭はもとより、市民や企業に対して啓発するため、イベントの開催や広報などを行います。

■具体的な事業

①イベントや各種事業における家庭教育・子育てに関する意識啓発の推進

様々な事業や定期健診などの場を通して家庭教育や子育て、子どもの権利の重要性などについての意識啓発を進めます。併せて、市民に対して意識啓発のためのイベントなどを開催していきます。

②企業等に対する子育てしやすい就労環境づくりの要請

市内の企業などに対して、短時間勤務、在宅勤務、子育て休暇、子ども手当など、保護者が子育てしやすい就労環境づくりの要請を行っていきます。

(4) 子育てネットワークの形成と学習機会の充実

親が自ら家庭の役割や子育てについて学習することを支援するとともに、親同士が交流することや子育て支援に関する情報を共有することを推進します。

■具体的な事業

①親子参加型事業の展開

市民館における子育て広場や、社会福祉協議会による子育てサロンなど、親子で参加できる事業を開催し、保護者間の交流を図り、親子のきずなを深める場を提供します。

②家庭の教育力の向上(*) ⇒重点施策1-⑬、5-⑥

子どもが「生きる力」を育む基礎となる家庭の教育力の向上を目指し、子どもの発達や生活習慣、子どもの権利、親のあり方、地域社会との関わりなどについて学び、子育てにおける悩みや不安を共有・解消する機会を提供するとともに、PTAや自主グループによる家庭教育や子育てに関する学習を支援します。

③学級や講座に併設する保育サービスの充実

子育て期の親の学習を支援するために、保育ボランティアの養成に努め、家庭教育等に関する学級・講座を中心に保育サービスを併設します。

④家庭教育・子育てに関するデータベースの作成

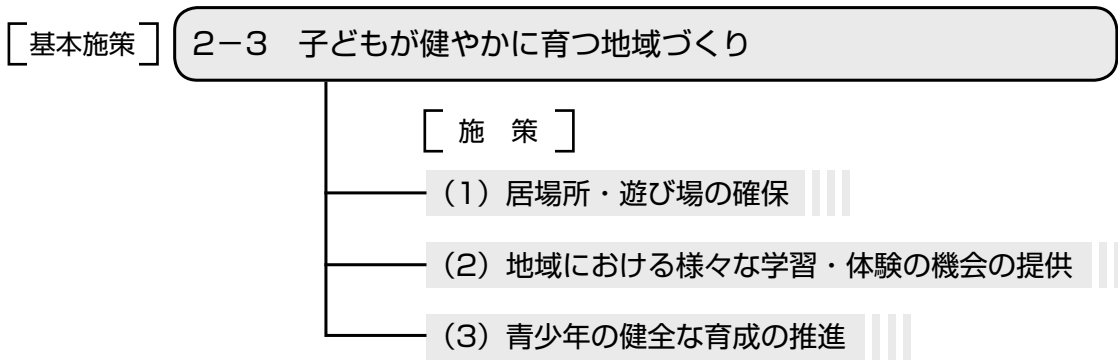
家庭教育や子育てに関する活動を行う団体や、ノウハウを持つ人材、家庭教育や子育てに関する事業や施設等の地域情報に関するデータベースを構築し、地域での情報共有を図ります。



基本施策2-3 子どもが健やかに育つ地域づくり

本来、地域には、子どもが友達同士で自由に遊ぶことや、自然や社会を体験することや、異世代と交流することなど、学校でも家庭でも、担うことのできない様々な教育の機能が求められています。特に、学校週5日制の実施にともない、地域の中で子どもが諸活動を行う場に対するニーズが高まっています。

基本政策2-3では、地域の豊かな人材や資源を活かして、子ども達が様々な体験や学習を積み重ねながら、生きる力を育み、心豊かに育つことを目的とした施策を展開します。



<展開する施策>

(1) 居場所・遊び場の確保

こども文化センターが中学・高校生の居場所としての機能を拡充するとともに、小学校の中にはわくわくプラザが開設されています。こうした施設を改善・充実することによって、子どもたちがありのままの自分でいられる居場所・遊び場を、子どものより身近な地域の中に広げ、地域において、異年齢の子どもたちが共に遊び、学べるような場や機会を提供していきます。

■具体的な事業

①こども文化センターの充実

中学・高校生の居場所としての機能を拡充しているこども文化センターについて、地域の住民や団体の協力を得ながら、ハード面、ソフト面から、充実を図ります。

②わくわくプラザの充実

小学生の居場所としてのわくわくプラザについて、地域の住民や団体の協力を得ながら、ハード面、ソフト面から、充実を図ります。

③子ども夢パークの充実

子どもが学び、遊び、つくり続ける施設であり、子どもたちの居場所としての機能を持つ子ども夢パークについて、施設・事業運営への子どもの参加、スタッフの育成などを進め、地域の住民や団体の理解と協力を得ながら、充実を図ります。

④子ども会等各種青少年団体の活動支援

子ども会など、地域における既存の青少年団体に対して、活動や研修の場の提供、プログ

ラム相談などを通して、活動を促進するための支援を行います。

⑤地域スポーツクラブ・団体の育成・活動支援

スポーツを通じた交流や人格形成を図るため、地域のスポーツクラブや団体の育成、活動支援を行います。

(2) 地域における様々な学習・体験の機会の提供

核家族化や情報化、地域における市民同士の交流やつながりの希薄化などによって減少している、地域における子どもたちの自然・社会体験活動やボランティア活動の機会や場を充実させていきます。

■具体的な事業

①自然体験・学習・活動の機会と自然系博物館の充実

黒川や八ヶ岳、交流のある地方自治体等において、子どもたちが自然の中で学び・活動する機会を充実します。

また、自然系博物館である青少年科学館を中心に、子どもたちに自然体験や自然に関する学習活動の場を提供するとともに、施設の設備・機能の充実を図ります。

②博物館施設における体験学習の推進

市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園などの博物館施設において、子どもが文化・芸術に触れる体験学習を推進します。

③商店街や企業等との連携による職業体験活動（就労体験）の推進（再掲1-2-(2)-②）

⇒重点施策2-⑨

地元の商店街や企業との連携による社会体験や職業体験活動を推進し、子どもたちの社会や職業などに対する意識を育てていきます。

④地域における体験活動の推進（再掲1-2-(2)-③）

地域の住民や団体と連携し、医療・福祉施設での看護・介護、公園や道路の清掃、保育・幼児教育などのボランティア体験活動等を行います。

⑤読書のまち・かわさき関連事業の推進（再掲1-1-(5)-①） ⇒重点施策2-⑦

「子ども読書活動推進計画」に基づき、学校・家庭・地域において子どもが乳幼児期から様々な読書活動に取り組むことのできる環境整備を行います。市立図書館との連携や司書教諭・図書館コーディネーター等の活動促進により学校図書館の活性化を図るとともに、各学校の特色ある読書活動を推進して、子どもの主体的、意欲的な読書習慣の形成等に関する活動をさらに推進していきます。

(3) 青少年の健全な育成の推進

地域における豊かな経験を通して青少年が成長していくために、青少年教育施設を中心に、居心地よく過ごせ、自己発見できるような居場所をつくとともに、青少年が不安や悩みを相談できる体制を充実します。また、地域において、青少年の非行を早期に発見し、指導する体制も強化します。

■具体的な事業

①青少年教育施設を拠点とした青少年の居場所づくり

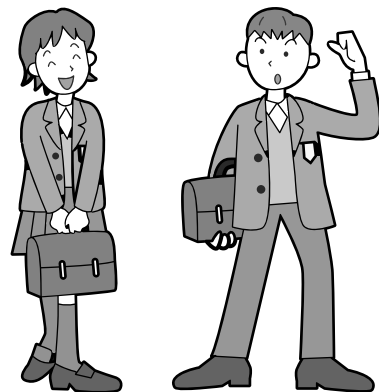
青少年が地域で気軽に過ごせる居場所として、青少年教育施設などの拠点の充実を図り、青少年が社会性・自発性・創造性などを身に付けるための事業を展開します。

②相談体制の充実

ヤングテレホン相談事業の充実など、青少年が個人で気軽に悩みを相談できるようなシステムの充実を図ります。

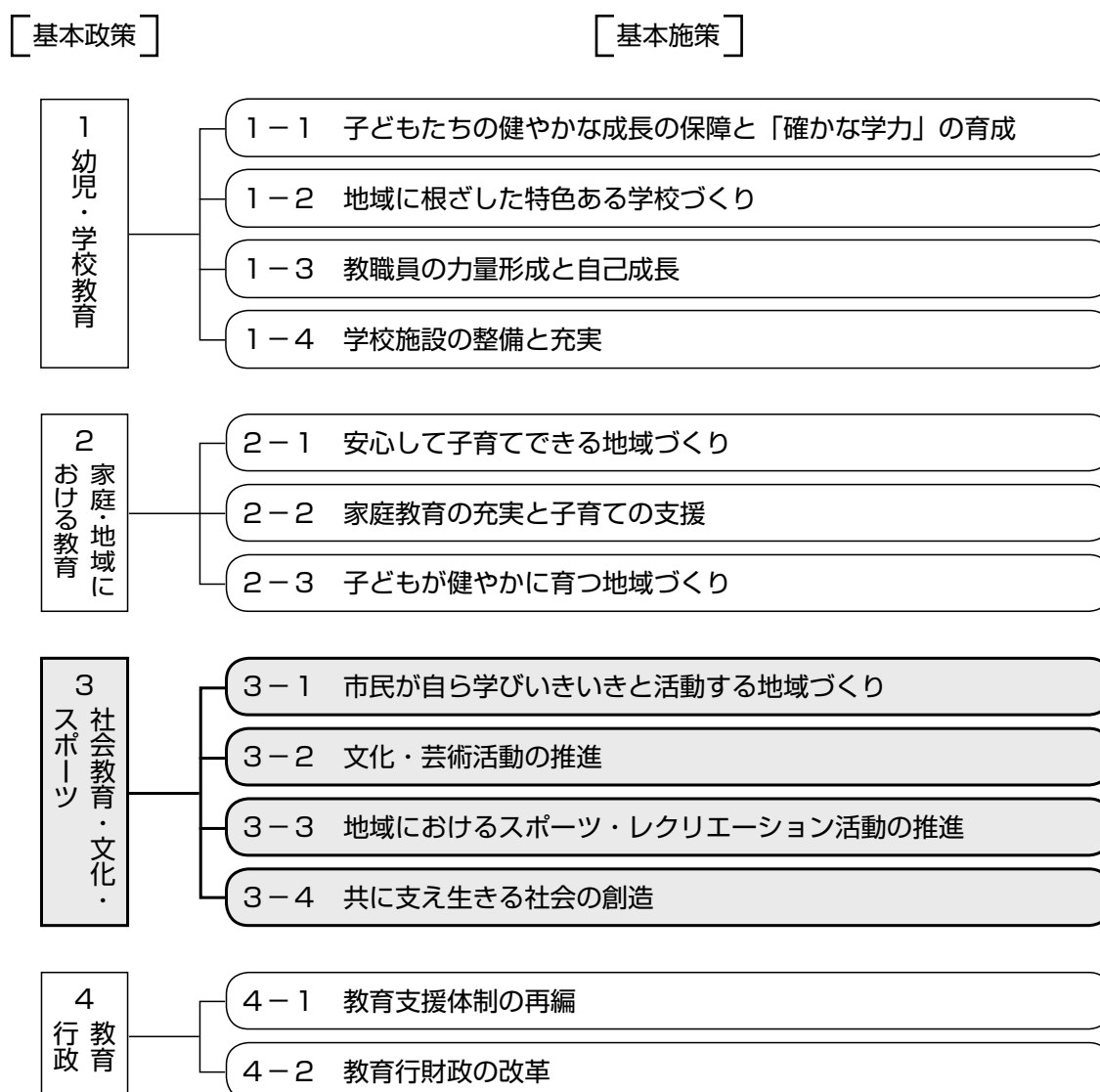
③非行の早期発見・指導の体制づくり

学校や地域教育会議、地域の各種団体、地元の商店街・企業などが連携して、青少年の非行を早期に発見し、指導することのできる体制を強化します。



基本政策3 社会教育・文化・スポーツ

地域の豊かな人材や資源を有効に活かし、あらゆる市民の主体的な学習活動を支えるため、行政区における学習活動の拠点として市民館を位置づけ、他の社会教育施設や学校、市民利用施設などとネットワークを結び、市民の学習をきめ細かく支援していきます。また、市民と行政の協働による生涯学習、文化・スポーツ活動、まちづくりを支援・推進し、活動の楽しさと地域の豊かさが実感できる環境づくりを進めます。



基本施策3-1 市民が自ら学びいきいきと活動する地域づくり

市民のライフスタイルが多様化し、学習に対するニーズも多様化・複雑化・高度化する中で、従来から実施してきている学習機会の提供や動機付けに重点を置いた施策だけでなく、市民が主体的に学習し、学習成果を地域課題の解決へ向け、発揮できるようなシステムを充実させることが求められています。

基本施策3-1では、学習を通じた市民の成熟を支援するため、社会教育施設を拠点として、地域の人材・施設等を連携・ネットワーク化させることにより、市民がいきいきと学び、成長する学習環境を創造することを目的とした施策を展開します。

[基本施策]

3-1 市民が自ら学びいきいきと活動する地域づくり

[施 策]

- (1) 市民の主体的な学習を支えるシステムの充実
- (2) 行政区を中心とした市民と行政の協働による生涯学習の推進
- (3) 市民教育の推進と地域人材の豊かな経験・能力を活かす仕組みづくり
- (4) 社会教育施設や市民の学習活動におけるネットワークの構築
- (5) 社会的自立に向けたキャリアアップのための学習システムの構築

<展開する施策>

(1) 市民の主体的な学習を支えるシステムの充実

市民が学習活動や地域づくりに関わる機会を保障するため、総合的な情報提供の仕組みを構築していきます。また、市民館や図書館などの社会教育施設の機能を充実させる中で、施設相互の連携と職員の力量形成を図ることによって、市民の多様な学習ニーズに対応していくとともに、市民グループや市民ネットワークを促進していきます。

■具体的な事業

①市民館を拠点とした生涯学習の推進 ⇒重点施策5-①

行政区レベルで市民の学習や活動を支援する拠点である市民館は、社会や地域の課題に応じた学習機会の提供や、相談事業や場の提供を通じた学習や活動の支援、社会教育に関わる団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行う中で、地域の各関係機関やグループ・団体との協力関係を強め、行政区全体の生涯学習の充実を図ります。

②生涯学習に関する情報のデータベースの作成と提供（*）

社会教育・文化・市民団体、地域の人材、講座やイベント、市民が利用できる施設、文化資源など、生涯学習に関する情報のデータベース化を推進するとともに、ホームページなど様々な方法で、市民へ情報を提供する環境を整備します。

③図書館機能の充実 ⇒重点施策5-②

図書館は、読書施設としての機能に加えて、地域情報や生活情報などあらゆる分野で市民が必要とする資料や情報の提供・発信を行う総合的な情報センターとしての機能を充実させていきます。市立学校や大学の図書館との連携、インターネット上の情報や生涯学習に関するデータベースも活用できる環境整備、ボランティアの育成、レファレンス機能（調査・相談）の充実などを通じて、市民の生涯学習施設として、子どもから大人まで、全ての市民の学習や活動、社会的自立を支えていきます。

④社会教育施設の整備（*） ⇒重点施策5-③

市民館、図書館、青少年教育施設、博物館施設、スポーツ施設などの各社会教育施設を、あらゆる市民が利用できるよう、よりよい環境整備に努めるとともに、生涯学習拠点施設の整備や、スポーツセンターの整備などを計画的に進め、市民の学習と活動の場を保障していきます。

⑤運営審議会の充実

市民のニーズを反映させた社会教育施設の運営や、事業展開を図るため、学識経験者、施設利用者、地域住民、関係職員等からなる各社会教育施設の運営審議会を、より充実させていきます。

⑥学校施設の有効活用の推進（*） ⇒重点施策4-④、5-④

再転用可能教室・特別教室等の有効活用により、学校施設の中に生涯学習や市民活動、総合型地域スポーツクラブ等の拠点を整備し、市民の学習や活動の場に対するニーズに応えていきます。

⑦社会教育関係職員の研究・研修

市民館、図書館、博物館施設、スポーツ施設などの社会教育施設において、市民の学習と活動を支援する関係職員の研修を行い、施設としての機能と専門性を高めていきます。また、時代の変化や市民のニーズに応じた社会教育の充実を図るための調査・研究を進めます。

(2) 行政区を中心とした市民と行政の協働による生涯学習の推進

行政区単位で学校教育やまちづくり活動を含めた地域全体の学習活動をコーディネートすることで、市民の学習をきめ細かく支援します。また、市民と行政の協働により生涯学習の活性化を図り、市民による自主・自治運営のシステムを確立していきます。

■具体的な事業

①行政区生涯学習推進会議の見直し

行政区における各施設の連携・調整を図り、より効果的・効率的に生涯学習施策を推進していくため、市民館を中心に、行政区生涯学習推進会議の見直しと充実を図ります。

②行政区・中学校区地域教育会議の活性化（*） ⇒重点施策6-③

学校・家庭・地域の連携を推進するための市民の自主的な活動組織である行政区・中学校区地域教育会議が、以下のような視点で活性化していくよう、支援していきます。

●中学校区地域教育会議

住民・保護者・教職員の合意形成を図り、学校教育推進会議等と連携しながら学校の運営や活動を支援するとともに、地域の子育て支援や学校と地域の協働を推進する組織として機能する。

●行政区地域教育会議

中学校区地域教育会議の支援・補完を通じたネットワーク化や、行政区全体の生涯学習活動を促進させるための支援とコーディネートを行う。また、地域住民の教育行政への意見反映と行政との協働を推進する組織として機能する。

③行政区における教育支援体制の整備（再掲4-1-(3)-①） ⇒重点施策2-④、6-⑥

各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習や活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していきます。

●社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の充実

●学校運営や市民の主体的な活動への支援施策を、学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉などの関係部署との連携により総合化

④地域教育サポーター制度（再掲4-1-(3)-③） ⇒重点施策4-⑦、6-④

中学校区地域教育会議の運営支援や学校施設の有効活用の推進、学校における地域人材の活用促進など、学校と地域をつなぐ新たな担い手として、地域教育サポーター制度を構築します。

⑤社会教育関係団体・市民活動組織・NPOへの支援、連携

地域における生涯学習の主体として、社会教育関係団体・市民活動組織・NPO等の活動を支援するとともに、相互の連携を図りながら市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

(3) 市民教育の推進と地域人材の豊かな経験・能力を活かす仕組みづくり

市民が地域の活動等に積極的に参加し、相互に協力し、よりよい地域社会を築いていくために必要な力をつける市民教育を推進します。そして、豊富な経験と知識、多様な能力を持つ市民が、その力を地域の課題解決に向けて有効に活かすことができるシステムを構築し、課題解決のためにそうした経験や知識を必要とする地域のニーズと、地域社会へ貢献する機会を求めている市民のニーズを結んでいきます。

■具体的な事業

①市民教育の推進 ⇒重点施策5-⑩

市民がNPOやボランティアとして地域で活動していくための幅広い力を身に付ける市民教育の場の充実等を図るとともに、その一層の推進に向けて、企業、大学、地域で活躍している市民グループ等との連携を深めます。

②シニア世代の活力を地域で活かすための支援 ⇒重点施策5-⑧

今後10年の間に定年退職を迎える団塊の世代を中心に、シニア世代が自らのキャリアを地域社会の中で活かし、地域の原動力として活躍することができるように、地域課題や、NPO

の立ち上げ、起業などに関する学びを支援します。

③かわさき市民アカデミー事業の推進

かわさき市民アカデミー事業を推進し、市民の社会参加・学習成果の社会還元に向けた学習活動を実践するために、市民の主体的な学習や事業の企画・運営を援助し、市民自治の発展につなげます。

④ボランティア活動の支援

市民が地域社会との関係性を持ち、より豊かな生活を送るために、ボランティアとして地域活動等へ参加することを促進・支援します。また、ボランティア入門講座などを通して市民がボランティアを始めるきっかけづくりに努めます。

(4) 社会教育施設や市民の学習活動におけるネットワークの構築

市民の学習や活動における場のニーズに対して、多様な選択肢をもって応えていくために、社会教育施設・学校・市民利用施設間のネットワーク化を図ります。また、各施設で展開される事業についても連携を図り、日常生活圏の課題解決に向けた学習活動や市民活動のネットワーク化を促進します。

■具体的な事業

①学校施設・社会教育施設・市民利用施設のネットワーク化 ⇒重点施策4-⑥、5-⑤

市民館をはじめ、図書館やスポーツセンター、こども文化センター、老人いこいの家、学校施設等の市民に身近な施設を、生涯学習やコミュニティの拠点として位置付け、地域の実情に応じてより有効に活用できるように、ネットワーク化を図ります。

②生涯学習に関する情報のデータベースの作成と提供（再掲3-1-(1)-②）

社会教育・文化・市民団体、地域の人材、講座やイベント、市民が利用できる施設、文化資源など、生涯学習に関する情報のデータベース化を推進するとともに、ホームページなど様々な方法で、市民へ情報を提供する環境を整備します。

(5) 社会的自立に向けたキャリアアップのための学習システムの構築

大学や企業等との連携により、社会的自立を目指す市民・若者を対象として、産業・経済の構造的変化に伴う雇用形態の流動化や多様化に対応し、基礎的・専門的な知識や技術等を身につけるための学習システムを構築します。また、職業の多彩な選択に向けた情報提供を行います。

■具体的な事業

①市内の高校・専門学校・大学・企業との連携 ⇒重点施策5-⑨

市民の知識の向上や就労に向けたキャリアアップを図るため、市立高校における聴講制度の整備や、大学や企業による地域開放講座の支援など、高校・専門学校・大学・企業との連携によるリカレント教育を推進します。

②図書館の就労支援・ビジネス支援機能の充実

図書館を中心として企業や研究所、商工会議所、ハローワークなどとの連携を進め、日常の仕事、就職、転職に役立つ資料や情報を収集・提供し、社会的な自立を目指す若者や、キャリアアップや起業を目指す市民を支援します。

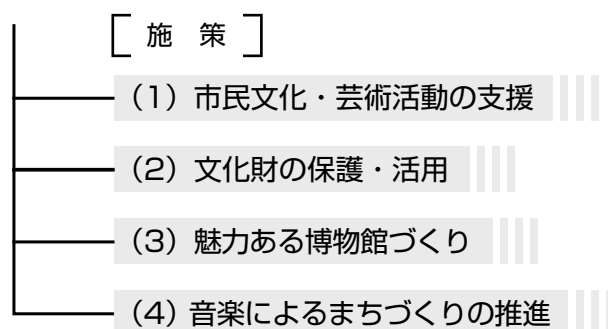
基本施策3-2 文化・芸術活動の推進

文化・芸術活動は、市民の心を豊かにし、生活に潤いを与えます。文化・芸術活動を推進し、活力ある地域づくりを進めることが求められています。

また、文化施設や文化財などの地域資源を有効に活用して、地域の魅力と地域への愛着を高める施策が期待されています。

基本施策3-2では、市民との「協働」をキーワードに、多様な文化・芸術活動を推進し、豊かで潤いのある市民生活と魅力ある地域社会を創造することを目的とした施策を展開します。

〔基本施策〕 3-2 文化・芸術活動の推進



<展開する施策>

(1) 市民文化・芸術活動の支援

市民が自発的、自主的に文化・芸術を体験し、創造し、参加できる環境の整備や文化施設のネットワーク化の推進、地域の文化資産を活かした文化・芸術情報提供システムの構築、各種文化・芸術活動のコーディネーターや文化ボランティアの育成、文化・芸術交流の推進、地域性・国際性豊かな文化政策の推進などに取り組みます。

■具体的な事業

①文化施設の基盤整備とネットワーク化の推進

アートセンター等の整備を図るとともに、既存の文化施設（ミューザ川崎シンフォニーホール、市民ミュージアム、岡本太郎美術館など）の活用と、民間の文化施設を含めた様々な文化施設間での共同事業の開催や共通テーマによる事業展開の推進を図り、各施設の特徴や特質を活かすとともに、その機能が充分発揮できるよう取り組みます。

②市民文化活動の支援と文化活動情報提供システムの構築

市民の文化活動が自発的、自主的、創造的に行われるように環境の整備に努めるとともに、優れた文化を享受できる機会を提供するため、文化イベントや施設の情報等を、ホームページや電子メール等の情報通信技術の活用を図りながら、より効果的に市民に提供する仕組みを構築します。

③各種文化・芸術活動のコーディネーターや文化ボランティアの育成

市民主体の文化・芸術活動を推進していくためには、市民が文化芸術の担い手として自主

的に活動を展開するとともに、その活動をお互いに理解し、支援することが重要であることから、文化・芸術活動のきっかけづくりや興味・関心を深化させ助けること、また、活動意欲をもつ市民や、地域における文化・芸術資源をコーディネートする人材やアートマネージャー、活動を支援する文化ボランティア等の人材を育成します。

④文化・芸術交流の推進

様々な地域との文化・芸術交流が、文化・芸術活動を活性化させ、新たな文化・芸術の創造の契機となり、また、まちづくりにも貢献するように、国内外の様々な地域と文化・芸術の交流やネットワーク化を図っていきます。

⑤地域性・国際性豊かな文化施策の推進

地域で展開されている外国人市民などによる固有の文化・芸術活動を継承、発展、支援をすることにより、地域の人々との交流を推進し、多様な文化が育つ豊かな地域社会の創造を図ります。

(2) 文化財の保護・活用

市内に所在する文化財は、川崎の歴史や文化を理解するためにはなくてはならないものであり、文化の向上・発展の基礎となるものです。文化財を良好な状態で保存・継承していくために、調査、保護、活用を進めます。また、文化財の保護と活用における市民参加を推進し、市民生活の様々な場面で文化財を活用して魅力ある地域づくりを進めていきます。

■具体的な事業

①文化財の調査・保存

地域の文化財等を調査・研究するとともに、地域における文化財を保存・継承していくボランティアの育成と支援を推進します。

②橘樹郡衙推定地の保存・整備

奈良時代の役所の跡であると言われている橘樹郡衙推定地について、市民との協働により環境整備・保存管理を進めます。

③地域の文化財を活用した学習機会の提供（＊）

文化財等の歴史的背景やそのものが持つ意義などを学習し、郷土に関する理解を深めるため、文化財に関する講座やイベントを開催するとともに、小中学校における学習教材としての活用を推進します。

④文化財を活用した地域振興

市民の、郷土への愛着を深めるため、インターネットの活用等により、文化財や川崎の自然について市民の理解を広めます。さらに、文化財を地域の観光資源として活用していくため、広報の推進や解説板の設置、案内ボランティアの育成などを図ります。

(3) 魅力ある博物館づくり

地域の文化資源である「博物館施設」は、歴史や自然など地域に根ざした資料を保存・活用し、市民の学習活動や文化の向上に寄与していきます。市民参加による博物館活動を進めるとともに、効率的な管理運営を行い、市民ニーズを反映した魅力ある博物館活動を推進します。

■具体的な事業

①博物館施設の管理・運営

市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館、大山街道ふるさと館において、それぞれの専門性を活かした資料収集、保存、調査・研究・展示等を推進します。また、市民館や図書館等との連携による事業展開を図るとともに、集客力の向上に向けた魅力づくりと、効率的な管理運営を推進します。

②市民参加による博物館活動の推進

講座やイベントの企画・運営への市民参加を促進し、市民や子どもたちの学習、文化の発展に寄与する地域博物館として、機能の充実を図ります。

(4) 音楽によるまちづくりの推進

「音楽のまち・かわさき」を実現するために進めている各種イベントの開催支援、音楽に関する情報発信支援、ミュージア川崎シンフォニーホールを活用した音楽鑑賞機会の提供や各種コンサートの市内への誘致、ストリートミュージシャンのための演奏できる環境づくりなどを通じて、市民の様々な音楽学習活動の成果をまちづくりに活かしていきます。

■具体的な事業

①各種イベントの開催支援

市民（グループ等）が日々の音楽活動を通じて習得した成果を地域で発表し、主体的に音楽のまち・かわさきの創造に寄与するための音楽イベント開催を支援します。

②音楽に関する情報発信支援

市民の音楽に関する学習ニーズに対応した情報に加え、音楽のまちの創造へ向けた市民・団体等の取組や行政の施策などを広く発信します。

③ミュージア川崎シンフォニーホールを活用した音楽鑑賞機会の提供や各種コンサートの市内への誘致

ミュージア川崎シンフォニーホールを、音楽のまちづくりの拠点として位置づけ、市民の音楽に対する感性を向上させるために質の高い音楽事業を展開し、優れた各種コンサートを市内へ誘致するなど、市民が音楽に親しむことができる環境を提供します。

④ストリートミュージシャンの演奏場所の確保

川崎発の新しい音楽を全国へ発信していくため、音楽における若者文化の象徴でもあるストリートミュージシャンなどが、まちなかで演奏できる環境づくりを進めます。

基本施策3-3 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進

少子高齢化の進展や運動機会の減少により、市民の健康・体力づくりへの関心が高まっています。また、日常のスポーツ活動の楽しみ、プロスポーツ等の観戦、スポーツボランティア活動など、「する」「みる」「支える」といったかたちで、多様なスポーツへの参画機会を充実させることが望まれています。

そのため、スポーツ施設の整備・充実に加え、スポーツ指導者の育成・活用、各種スポーツ教室や各種競技大会の開催等により、市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりを進めることが求められています。

基本施策3-3では、行政主導型のスポーツ振興から、市民が創る・地域が担うスポーツ振興への転換を図るとともに、競技面でのスポーツ振興に加え、市民一人ひとりのライフスタイルや年齢、体力、興味に応じ、生涯を通じてスポーツを楽しむためのスポーツ・レクリエーションの環境づくりを目的とした施策を展開します。

〔基本施策〕

3-3 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進

〔施策〕

(1) 生涯スポーツの推進

(2) 競技力の向上

(3) スポーツ環境の充実

(4) ホームタウンスポーツによる魅力あるまちづくり

<展開する施策>

(1) 生涯スポーツの推進

市民が生涯にわたって様々な形でスポーツに親しむことができる環境を整備するため、「総合型地域スポーツクラブ」などの育成、支援を進めます。また、子どもから高齢者まで地域の人々が交流できる多世代参加型スポーツ・レクリエーション活動の推進や、スポーツセンターにおけるスポーツ教室等のスポーツプログラムの提供、健康・体力の保持・増進のための事業を推進します。

■具体的な事業

①総合型地域スポーツクラブの育成 ⇒重点施策5-①

地域スポーツを通して、世代間交流や青少年の健全育成、高齢者の社会参加などの場となる、総合型地域スポーツクラブを育成し、地域住民の主体的な運営を支援します。

②多世代参加型スポーツ・レクリエーション活動の推進

子どもから高齢者まで、様々な年代の市民が交流し、地域の人々のコミュニケーションを活発化させるとともに、それぞれの年代にあわせたスポーツが楽しめるイベントの開催など

を推進します。

③スポーツ教室など健康・体力保持増進のための事業の推進

各区のスポーツ振興の拠点であるスポーツセンターにおいて、スポーツ教室等を行うとともに、市民自らの健康と体力の保持・増進のため、体育指導委員など地域の人々や団体と協力して、健康に関する各種教室やイベントを開催します。

(2) 競技力の向上

子どもから大人まで、スポーツ競技者が各々目標を持ち、互いに切磋琢磨して、自らの競技力や川崎の競技レベルを向上させていくことを目指し、各種競技大会の開催を支援します。また、トップチーム・トップアスリート、スポーツ団体や協会と連携し、指導者や選手の育成を図ります。

■具体的な事業

①各種競技大会の開催・支援

競技スポーツの成果を発表する場としての市民各種競技大会の開催や支援を行います。

②指導者の養成

市民のスポーツ活動を指導・コーディネートする指導者及び地域の競技スポーツを牽引する指導者を育成・確保するため、指導者養成講座などを開催します。

③スポーツ団体・協会等との連携

川崎から世界で活躍するトップアスリートを輩出するために、トップチーム、各競技団体や協会などが連携して、選手を育成・支援する環境を整えます。

④一貫した指導体制の整備

競技力向上のための一貫した指導プログラムの策定や、専任指導者の養成・確保を促進します。

(3) スポーツ環境の充実

全ての市民がスポーツ・レクリエーションに親しみ、活動できるように、スポーツ施設の整備を進めるとともに、ボランティアの育成と活動の支援を行います。

■具体的な事業

①スポーツ施設の管理・運営

施設の効率的・効果的な管理・運営体制の整備を図るとともに、市民の健康と体力の増進に向けた多様なプログラムの提供と支援を行います。

②社会教育施設の整備（再掲3-1-(1)-④） ⇒重点施策5-③

市民館、図書館、青少年教育施設、博物館施設、スポーツ施設などの各社会教育施設を、あらゆる市民が利用できるよう、よりよい環境整備に努めるとともに、生涯学習拠点施設の整備や、スポーツセンターの整備などを計画的に進め、市民の学習と活動の場を保障していきます。

③スポーツボランティアの育成・活動の場の提供

スポーツ活動の活性化を目指して、市民によるスポーツボランティア（NPO等）を育成・支援するとともに、スポーツボランティアが活躍できる場づくりを進めます。

④スポーツ情報提供の充実

地域のスポーツ・レクリエーション活動の活性化のために、施設の利用情報、スポーツイベント情報、地域のスポーツ活動情報など、スポーツに関する様々な情報を提供する仕組みづくりを進めます。

(4) ホームタウンスポーツによる魅力あるまちづくり

川崎フロンターレなど、本市のトップチームやトップアスリートと市民の交流を推進して、まちへの誇りと愛着を育むとともに、プロスポーツや競技スポーツの一層の振興を図ります。また、トップチーム等の活躍を通して、川崎の魅力づくりを進めます。

■具体的な事業**①トップチーム・トップアスリートと市民との交流、活動支援**

各種競技のトップチーム・トップアスリートによる小中学校での体力づくり、地域でのスポーツ教室、ホームゲームへの招待など、市民とのふれあいを推進し、トップチームを身近に感じてもらうとともに、スポーツ活動のきっかけづくりを進めます。

②市民によるホームタウンスポーツの推進

市民とトップチームなどが一体となってスポーツによる地域づくりを進めるため、ホームタウンスポーツを市民が中心となって応援し、支える体制づくりを進めます。

③Jリーグクラブ支援など「みるスポーツ」の環境づくり

Jリーグクラブの活動をはじめ、川崎のホームタウンスポーツを支援し、「みるスポーツ」の環境を整備します。

④大規模スポーツイベント等の開催・誘致

大規模スポーツイベント等の開催を継続的に行うことにより、市民がトップレベルのスポーツにふれて、感動を味わい、観戦や参加の楽しみを通してスポーツへの意欲を向上させることを推進します。

また、小学生・中学生・高校生を対象にしたスポーツの全国的な大会を誘致し、スポーツの拠点づくりによる地域の活性化を図るとともに、多摩川を活用したスポーツイベント等の開催を通して、川崎の魅力を市内外へ発信します。

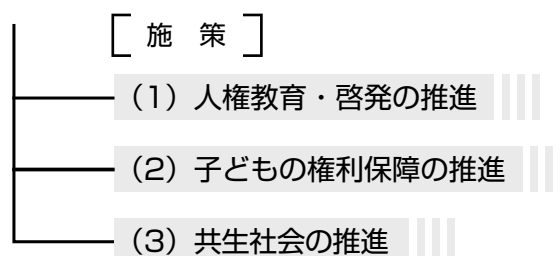
基本施策3-4 共に支え生きる社会の創造

私たちは社会において多くの人々とのつながりの中で相互理解しながら生きており、国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方など様々な違いを認め合った上で、互いを尊重し、「共生」する社会をつくっていく努力が必要です。

そして、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない社会の実現を目指すためには、全ての市民が、あらゆる機会、あらゆる場を通して、様々な人権問題に関する理解を深めることが必要です。

基本施策3-4では、全ての人々が権利の主体として人権を尊重され、互いに支え合いながら共に生きる社会の創造を目的とした施策を展開します。

〔基本施策〕 3-4 共に支え生きる社会の創造



<展開する施策>

(1) 人権教育・啓発の推進

市民に広く人権意識の向上を図るため、事業者や関係団体、行政関係部局が連携し、人権尊重教育の推進に取り組みます。

■具体的な事業

①平和・人権学習の推進

平和・人権について学習する機会を充実するとともに、学級・講座の企画運営への市民参画を推進し、共に生きる地域社会の創造を目指します。

②男女平等推進学習の充実

男女が性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれず、対等な個人として互いの人権を尊重し合う関係を築くための学習機会を提供するとともに、学級・講座の企画運営への市民参画を推進し、男女の置かれた状況に配慮した、参加しやすい学習機会を提供していきます。

③人権・同和研修の充実

職員等を対象に様々な人権・同和問題に関する研修に取り組みます。

④人権啓発の推進

市民が人権や同和問題について理解を深め、互いを尊重し、共に支えあう地域社会が実現するように、広報や人権フォーラムなどの啓発活動を推進します。

(2) 子どもの権利保障の推進

「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもを一人の人間（権利の主体）として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えていくために、学校・家庭・地域の連携による子どもの権利保障の推進を図ります。

■具体的な事業

①子ども会議の充実

子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの意見を市政に反映させる場である「子ども会議」の充実を図ります。子どもの意見の具現化に向けて学校・家庭・地域・行政の連携を深めるとともに、全市・中学校区・行政区子ども会議の交流の推進と、子どもによる子どものための情報ネットワークの整備に向けた支援を行います。

②子どもの権利に配慮した学習機会の提供

家庭教育学級等、様々な機会をとらえ、子どもの権利に関する学習を促進します。

③かわさき子どもの権利の日事業

川崎市子どもの権利に関する条例第5条に定められた「かわさき子どもの権利の日」の趣旨に沿い、広く市民の参加を求め、子どもの権利について周知するための事業を展開します。

④「こどもページ」の充実

川崎市公式ホームページ「こどもページ」について、「子どもモニター制度」の設置等を行い、子どもからの意見、要望を聴き、反映させることにより、内容の充実を図ります。

(3) 共生社会の推進

人は地域社会の一員であるという考えに立ち、共に支え合う地域社会を実現するために、様々な市民の社会参加と相互理解を推進します。

■具体的な事業

①外国人市民のための識字（日本語）学級の充実

外国人市民が地域で生活する上で必要な日本語を学ぶ場として、各市民館では識字学級を開催するとともに、外国人市民の日本語学習を支えるボランティアの養成・研修を進め、識字学級が外国人市民と日本人市民との共同学習の場となるよう、充実を図ります。

②障害者社会参加活動の支援

市民館における障害者社会参加事業の開催など、障害のある市民の学習・交流の機会の充実を図り、社会参加を支援するとともに、そのためのボランティアの養成に努めます。

③社会人学級の推進

様々な事情で十分な教育を受けられなかった市民が、中学課程の学習領域における基礎的知識や教養を学び、学習者同士の交流を通して支え合う場を提供します。

④図書館における外国人や障害のある市民の学習支援

図書館への来館が困難な市民への図書の手送サービスなどを進めるとともに、外国語資料の充実や、多言語での資料検索システムの整備を行います。

基本政策4 教育行政

本市教育委員会においても、これまでどちらかと言えば、「どの地域、どの学校、誰に対しても同じような」教育を保障する、という考え方を重視して教育行政を進めてきましたが、昨今では社会状況が大きく変化するとともに、教育に対するニーズが、地域レベルや個人レベルで非常に多様化し、これまでの画一的な施策ではそれぞれのニーズに充分応えることが難しくなってきました。

一方で、財政状況の厳しい中、効率的、効果的な政策の推進が急務の課題となっており、教育行政も例外ではありません。

これからの新しい教育行政のあり方として、多様化する市民のニーズに、効果的・効率的にきめ細かく応える体制の構築を進めていきます。



基本施策4-1 教育支援体制の再編

価値観の多様化により、社会教育・文化・スポーツ活動における市民のニーズが多様化するだけでなく、学校教育においても、保護者や地域住民のニーズが多様化しており、全市一律ではなく、個々のニーズに応じたきめ細かい施策や取組が求められています。

また、少子高齢化、情報化、グローバル化などの社会環境の大きな変化にともなって、子どもたちの教育や生涯を通じた学習に関する課題は非常に複雑化、高度化しており、専門的な支援を行うことが求められています。

基本施策4-1では、多様化する市民のニーズや高度化する教育課題に対応するために、市民との協働、専門的な支援、行政区単位の支援を実現する教育行政の体制をつくることを目的とした施策を展開します。

〔基本施策〕

4-1 教育支援体制の再編

〔施策〕

- (1) 市民参加による教育支援体制の充実
- (2) 専門的な教育支援体制の整備
- (3) 行政区単位での支援体制の整備

<展開する施策>

(1) 市民参加による教育支援体制の充実

教育行政における既存の住民参加の仕組みである地域教育会議と学校教育推進会議について、その活動を活性化し、これまで以上に住民の力を教育行政の推進に活かせるような体制をつくります。

■具体的な事業

①行政区・中学校区地域教育会議の活性化（再掲3-1-(2)-②） ⇒重点施策6-③

学校・家庭・地域の連携を推進するための市民の自主的な活動組織である行政区・中学校区地域教育会議が、以下のような視点で活性化していくよう、支援していきます。

●中学校区地域教育会議

住民・保護者・教職員の合意形成を図り、学校教育推進会議等と連携しながら学校の運営や活動を支援するとともに、地域の子育て支援や学校と地域の協働を推進する組織として機能する。

●行政区地域教育会議

中学校区地域教育会議の支援・補完を通じたネットワーク化や、行政区全体の生涯学習活動を促進させるための支援とコーディネートを行う。また、地域住民の教育行政への意見反映と行政との協働を推進する組織として機能する。

②学校教育推進会議の活動促進（再掲1-2-(3)-①） ⇒重点施策2-⑩、6-①

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と、「川崎市子どもの権利に関する条例」の第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。

(2) 専門的な教育支援体制の整備

複雑化、高度化する教育課題について、的確な現状の把握・分析を行い、専門的な解決策の検討を行うことのできる教育支援体制をつくります。

■具体的な事業

①川崎市教育改革推進協議会の設置（*） ⇒重点施策6-⑦

学識経験者、教職員、保護者、市民などが、本市における教育改革を推進していくにあたっての具体的な課題について検討する場として、川崎市教育改革推進協議会を設置します。

②大学や研究機関との連携

市内外の大学や研究機関との連携を深め、高度な教育課題の解決に対する専門的な支援を受けられるようにします。

(3) 行政区単位での支援体制の整備

多様化する市民ニーズへの対応のために、現場により近いところで意思決定できる体制や、市民から見て身近なところで教育に関する総合的な対応を行うことのできる体制をつくります。

■具体的な事業

①行政区における教育支援体制の整備（*） ⇒重点施策2-④、6-⑥

各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習や活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していきます。

- 社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による、市民の学習や活動の場の充実
- 学校運営や市民の主体的な活動への支援施策を、学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉などの関係部署との連携により総合化

②学校経営アドバイザーの配置（*） ⇒重点施策2-⑤

特色ある学校づくりを支援するために、豊富な経験を持つ人材を「学校経営アドバイザー」として配置し、学校経営に関する実務などに関して、直接学校を訪問するなどの支援を行います。

③地域教育サポーター制度（*） ⇒重点施策4-⑦、6-④

中学校区地域教育会議の運営支援や学校施設の有効活用の推進、学校における地域人材の活用促進など、学校と地域をつなぐ新たな担い手として、地域教育サポーター制度を構築します。

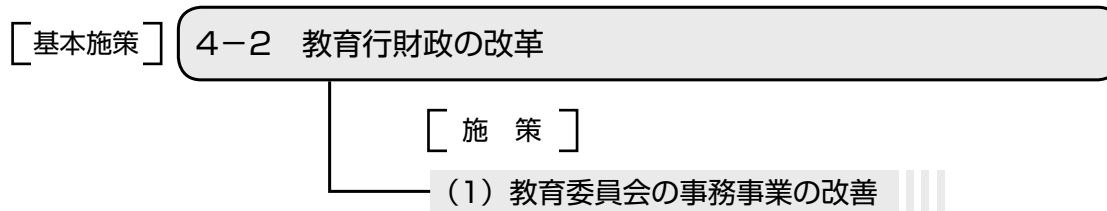
④行政区地域教育会議等との連携

上記の行政区における教育支援体制の整備に際しては、行政区地域教育会議等との連携を重視します。

基本施策4-2 教育行財政の改革

平成15年度に教育委員会対象の包括外部監査が実施され、教育委員会の事務事業執行の基本的なところからの見直し、改善が求められました。市全体の行財政改革プランへの対応と併せて、包括外部監査での指摘事項への対応により、教育行財政の改革を推進することが必要となっています。

基本施策4-2では、教育委員会の事務事業の根本的な改善を実現することを目的とした施策を展開します。



<展開する施策>

(1) 教育委員会の事務事業の改善

平成16年3月に策定した「事務事業改善プラン」を着実に実行することはもちろんのこと、より効率的、効果的な教育行財政の実現に向けた取組を続けます。

■具体的な事業

①教育委員会事務の改善体制の確立

教育委員会に、事務事業の改善を推進、評価、指導する体制を確立します。

②補助委託事業執行の改革

補助委託事業の執行状況のチェックを強化し、補助委託先への指導の徹底を行うとともに、学校関係団体への委託事業については教育委員会事務局が直接執行する体制への移行を進めます。

③外部団体の改善

生涯学習振興事業団等、教育委員会所管の外部団体における事務事業の改善や組織の適正化などを行います。

④物品管理の徹底

教育委員会における職員のコスト意識向上のための第一歩として、物品管理を徹底します。

⑤組織の適正化と人件費削減

教育委員会における業務内容の見直しを行った上で、その業務を執行するための組織としての適正化や人件費の削減を行います。